

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の

一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の公布に基づき、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」（平成2年法律第70号。以下「法」という。）の一部が改正され、事業譲渡による営業者の地位の承継に係る規定が追加されたため、関連規定を整備するもの。

2 改正の内容

法第7条第1項の規定により、営業の譲渡により営業者の地位を承継し、同条第2項の規定によりその旨を届け出ようとする者が知事に提出しなければならない承継届（第6号様式）について、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和5年12月13日